

制定日 平成13年7月1日

中古建機情報NET会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は中古建機の流通正常化に資するため、社団法人日本建設機械工業会（以下「建機工」という）がホームページを通じて、中古建機の取引に必要な製造番号表、仕様等カタログ、その他盗難等付随する情報（以下、「情報等」という。）を提供するシステム（以下「中古建機情報NET」という）の参加会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの内容)

第2条 中古建機情報NETが提供する情報は、原則として油圧ショベル、クローラトラクタ、ホイールローダ、ミニショベル、締固機械、クローラクレーンに係る製造番号、概略仕様及び盗難機に関する情報とする。

尚、本サービス内容は1ヶ月の予告期間をおいて変更することができる。

(サービスの中断・停止)

第3条 天災若しくはシステムのメンテナンス等のため、一時本サービスを中断若しくは停止することがある。

第2章 会員

(会員の種別)

第4条 中古建機情報NETの会員の種別は次の2種類とする。但し、建機工が特に必要があると認めるものを正会員又は特別会員として加えることができる。

(1) 建機工の正会員、賛助会員、建機工の正会員が推薦する関連販売会社・関連サービス会社・レンタル会社、建設機械中古車交流会の会員を正会員とする。

正会員のうち、建機工の正会員をメーカー会員と呼ぶ。

(2) 全国の都道府県警察、税関等官庁を特別会員とする。

(入会)

第5条 入会手続きは以下の通りとする。

(1) 建機工の正会員・賛助会員は、別に定める入会申込書を建機工に提出するものとする。

(2) 建機工の正会員が推薦する関連販売会社・関連サービス会社・レンタル会社は、別に定める入会申込書を建機工に提出し、その承認を得なければならない。

(3) 建設機械中古車交流会の会員は、別に定める入会申込書を建機工に提出するものとする。

(4) 特別会員は、別に定める入会申込書を建機工に提出するものとする。

(退会)

第 6 条 中古建機情報 NET を退会しようとするものは、別に定める退会届けを建機工に提出しなければならない。但し、会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 法人又は団体が破産し又は解散したとき。

(2) 会費を納入せず、督促後なお会費を半年以上納入しないとき。

(3) 本規約に基づく違反行為が明らかであり、建機工の警告に従わないとき。

(4) 入会にあたって虚偽の申告をしたことが明らかになったとき。

(5) 建機工、又は建設機械中古車交流会を退会したとき。

(会費)

第 7 条 中古建機情報 NET 会員の会費について、次の通り定める。

(1) 正会員は建機工が別途定める会費を納入しなければならない。

(2) 会費は、建機工が指定する方法で、納入することとする。

尚、年度途中で退会する会員に対しては、当該年度の会費については返納しない。

(3) 会費は中古建機情報 NET の維持管理に使用するものとする。

(4) 特別会員は会費を免除する。

第 3 章 会員の義務

(譲渡禁止等)

第 8 条 会員は、会員として有する権利及び義務を第三者に譲渡、貸与または委託したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為をしてはならない。

(管理者の設置)

第 9 条 会員の代表者は、中古建機情報 NET の管理責任者として 1 名を登録しなければならない。管理責任者は、会員をして本規約を遵守させる責任を負う。

(ID 及びパスワードの管理)

第 10 条 会員は、当該会員以外に情報等入手のための中古建機情報 NET へのアクセスが出来ないように、ID 及びパスワードを管理しなければならない。

ID 及びパスワードが他人に漏洩した場合、管理責任者は速やかに建機工に申し出て、変更の手続きをとらなければならない。

(情報等の目的外使用の禁止)

第 11 条 会員は、中古建機情報 NET を建設機械の適正な取引に資する目的以外の目

的で使用してはならず、中古建機情報NETから得た情報等をもとに、有償、無償を問わず、第三者に対して情報提供を行うなどの行為をしてはならない。
また、第三者が行う同様の行為を助長する行為もしてはならない。

(情報等の提供並びにその管理の義務)

第12条 会員のうちメーカ会員は、別途定めるマニュアルに基づき、中古建機情報NETに対する情報等の提供並びにその管理を行わなければならない。

(適正な取引の義務)

第13条 会員は、中古建機情報NETが提供する情報等をもとに、建設機械の適正な取引に努めなければならない。

(規約の遵守義務)

第14条 会員は、本規約を誠実に遵守しなければならない。

第4章 情報の提供に伴う免責

(情報の信頼性)

第15条 建機工及びメーカ会員は、中古建機情報NETが提供する情報の信頼性を高めるべく維持管理に努めるが、その信頼性及び真実性を保証するものではない。

(サービスに対する免責)

第16条 中古建機情報NETによる情報等の提供若しくは情報等の提供を受けられなかったことにより生じた会員のあらゆる損害について、建機工は会員に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

(メーカ会員の免責)

第17条 メーカ会員は、中古建機情報NETへのデータのインプット或いは解除等、情報の提供並びに管理に起因して生じた建機工及び会員のあらゆる損害について、一切の賠償責任を負わないものとする。

第5章 規約の改訂他

(規約の改訂)

第18条 本規約は、建機工において改訂することができる。この場合建機工は、直ちに会員に改訂を通知する。

(訴訟手続等)

第19条 中古建機情報NETに関して建機工と会員の間または会員間で紛争または訴訟が生じた場合、日本の国内法を準拠法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(連絡先)

第20条 中古建機情報NETに関する問い合わせ先は、建機工事務局とする。

添付資料

様式1 中古建機情報 NET 入会申込書

中古建機情報 NET への入会申込み書です。

様式2 中古建機情報 NET 会員登録変更届出書

既に登録された住所、連絡先、使用者氏名等の変更があった場合に提出する届出書です。

様式3 - A 中古建機情報 NET 盗難・行方不明機等情報の申請・掲載責任者 新規登録書

申請責任者、掲載責任者の新規登録をする時に提出する登録書です。

様式3 - B 中古建機情報 NET 盗難・行方不明機等情報の掲載責任者 追加登録書

掲載責任者を追加登録する時に提出する登録書です。

様式3 - C 中古建機情報 NET 盗難・行方不明機等情報に関する申請・掲載責任者
登録変更届出書

既に登録された申請責任者、掲載責任者或いは住所、所属部署、役職名等の変更があった場合に提出する届出書です。

様式4 - A (官公庁) 中古建機情報 NET 会員新規登録

(官公庁)用: 中古建機情報 NET への会員新規登録をする時に提出する連絡票です。

様式4 - B (官公庁) 中古建機情報 NET 会員登録変更

(官公庁)用: 既に登録された中古建機情報 NET 会員に関し、登録変更をする時に提出する連絡票です。

様式5 中古建機情報 NET 退会届出書

中古建機情報 NET から退会する場合に提出する届出書です。

以上

様式 1

中古建機情報NET入会申込書

社団法人日本建設機械工業会 行
(FAX 03 - 5405 - 2280)

申込日： _____ 年 月 日

会社名： _____

責任者名： _____ 印

・建機工会員会社(推薦会社)：

・責任者名： _____ 印

* 建機工正会員・賛助会員及び中古車交流会販売店会員は記入不要。

当社は、中古建機情報NETに入会申し込みします。

1：NET管理責任者登録

所在地 〒
所属部署・役職
氏名
TEL FAX
E-MAIL

注) 貴社のID・パスワードを管理責任者にEメールによりお知らせします。

2：会費請求先(請求先が上記管理責任者と異なる場合は、下欄に記入下さい)

所在地 〒
会社名
所属部署・役職
担当者名
TEL FAX
E-MAIL

3：建機工記入欄(以下、記入は不要です。)

受付日	年	月	日	担当者名
登録日	年	月	日	会員番号

様式 2

中古建機情報NET会員登録変更届出書

社団法人日本建設機械工業会 行 年 月 日

(FAX 03 - 5405 - 2280) NET 会員名 : _____

ID : _____ パスワード : _____

届出者名 : _____

中古建機情報NETの当社登録内容に変更がありましたので、下記のとおり届出します。

(変更後の内容について下表の該当項目に記入下さい。)

区 分	変 更 後 の 内 容
会 社 名	〒
所 在 地	
T E L	
F A X	
E-MAIL	
使 用 者 名	

備 考

--

様式 3 - A (社)日本建設機械工業会 行き(FAX:03-5405-2280 / TEL 03-5405-2288)

中古建機情報NET 盗難・行方不明機等情報の申請・掲載責任者 新規登録書

年 月 日 提出

中古建機情報NET 盗難・行方不明機等情報に関する責任者を下記の通りとします。

1. 申請責任者(中古建機情報 NET 会員である建機工会員とし、各社 1 名とします。)

会社名	
申請責任者	
所属部署・役職名	
所在地	〒
TEL	FAX
E-mail	

2. 盗難・行方不明機等情報の掲載責任者

・(注 1)本情報が、掲載内容の“問合わせ先”として登録され、NET上に公開されます。

なお、掲載責任者は原則として、1社1名とします。

・(注 2)関連会社の登録で、記入欄が不足の場合には、追加して下さい。

会社名	
掲載責任者	
所属部署・役職名	
所在地	〒
TEL	FAX
E-mail	

会社名	
掲載責任者	
所属部署・役職名	
所在地	〒
TEL	FAX
E-mail	

***** 以下は、記入不要です。(事務局にて使用。)*****

建機工受付 月 日 NET 管理者 (F0332356277) / (kenkinet@kip.com)

様式 3 - B (社)日本建設機械工業会 行き(FAX:03-5405-2280 / TEL 03-5405-2288)

中古建機情報NET 盗難・行方不明機等情報の掲載責任者 追加登録書

年 月 日 提出

中古建機情報NET 盗難・行方不明機等情報の掲載責任者を下記の通り追加登録します。

1. 申請責任者

会社名	
申請責任者	
所属部署・役職名	
ID / パスワード	ID : パスワード :
TEL	FAX

2. 盗難・行方不明機等情報の掲載責任者 / 追加登録分

・(注 1)本情報が、掲載内容の“問合わせ先”として登録され、NET上に公開されます。

会社名	
掲載責任者	
所属部署・役職名	
所在地	〒
TEL	FAX
E-mail	

会社名	
掲載責任者	
所属部署・役職名	
所在地	〒
TEL	FAX
E-mail	

***** 以下は、記入不要です。(事務局にて使用。)*****

建機工受付 月 日 NET 管理者 (F0332356277) / (kenkinet@kip.com)

様式 4 - A (社)日本建設機械工業会 行き (FAX:03-5405-2280 / TEL 03-5405-2288)

「 (官公庁)中古建機情報 NET 会員新規登録 」

年 月 日 提出

中古建機情報 NET の会員登録を下記の通りとします。

3. 登録者

官公庁名	
登録者のお名前	
所属部署・役職名	
所在地	〒
TEL	FAX
E-mail	

***** 以下は、記入不要です。(事務局にて使用。)*****

建機工受付 月 日 NET 管理者 (F0332356277) / (kenkinet@kip.com)

様式 5

中古建機情報NET 退会届出書

社団法人日本建設機械工業会 行
(FAX 03 - 5405 - 2280)

届出日： _____ 年 月 日 _____

会社名： _____

管理責任者名： _____ 印

当社は、中古建機情報 NET を _____ 年 月 日付けで退会致したく届出します。

以上